

さいたま市の大気規制

(固定発生源)

ばい煙関係

令和5年

さいたま市

環境局環境共生部環境対策課

目 次

◆ 用語の説明	1
I ばい煙規制の体系	2
1 大気汚染防止法	2
2 さいたま市生活環境の保全に関する条例	2
3 埼玉県大気汚染緊急時対策要綱	2
4 工場及び事業場から排出される窒素酸化物の排出量の低減に関する指針.....	2
II ばい煙に係る規制	3
1 規制対象施設の種類	3
2 規制基準等	7
(1) 硫黄酸化物の基準	7
(2) ばいじんの排出基準	8
(3) 窒素酸化物の排出基準と指導基準.....	11
(4) 有害物質の排出基準と上乘せ基準	16
(5) 水銀排出施設の種類と排出基準	17
(6) ばいじん、有害物質の排出基準	18
3 ばい煙量・ばい煙濃度の測定・記録	19
4 事故時の措置等	19
5 大気汚染緊急時の措置	20
6 届出等の種類	22
III 届出等の処理の流れ	24
IV 施設の設置・計画変更に対する措置.....	24
V 届出書の作成.....	24

◆用語の説明

1 ばい煙

- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物 (SO_x)
- (2) 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある有害物質
有害物質：カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物 (NO_x)

2 特定物質 (28物質)

物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令(大気汚染防止法施行令第10条)で定めるものです(代表的なものには、アンモニア、硫化水素、塩素などがあります。)

3 光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、太陽光を受けて光化学反応を起こし生成するオキシダントにより、もやがかかった状態をいいます。影響は、健康被害や植物被害など多岐にわたります。

オキシダント：オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称

4 (指定)ばい煙発生施設

工場又は事業場に設置され、ばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その排出されたものが大気汚染の原因となる施設(ボイラー、廃棄物焼却炉等)で、一定規模以上のもの。

5 工場・事業場

工場とは、継続的に物の製造又は加工のために使用される事業所をいい、工場以外の事業所を事業場といいます。

例) 工場：鋳物工場、食料品製造工場

事業場：学校、病院、ごみ処理場等

- ※ 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものです。

I ばい煙規制の体系

1 大気汚染防止法

規制対象物質		対象施設・作業の種類	設置者の義務等	規制措置等
ばい煙	硫黄酸化物	ばい煙発生施設 (p. 3 表-1)	①各種届出 (p. 22) ②ばい煙量等の測定記録 (p. 19) ③規制基準等 (p. 7) ④事故時の応急措置、復旧措置及び通報 (p. 20)	・計画変更命令等 (p. 24) ・実施の制限 (p. 24) ・改善命令等 (p. 7) ・事故時の措置命令 (p. 20)
	ばいじん			
	窒素酸化物 カドミウム等 その他の有害物質			
水銀		水銀排出施設 (p. 17 表-6)		
特定物質	アンモニア等28物質 〔法施行令第10条に定める物質〕 (p. 20)-表8-1	特定施設 〔特定物質を発生する施設でばい煙発生施設以外のもの〕	①事故時の応急措置、復旧措置及び通報 (p. 20)	・事故時の措置命令 (p. 20)

2 さいたま市生活環境の保全に関する条例

規制対象物質		対象施設の種類	設置者の義務等	規制措置等
ばい煙	硫黄酸化物	指定ばい煙発生施設 (p. 6 表-2)	①各種届出 (p. 22) ②ばい煙量等の測定記録 (p. 19) ③規制基準等 (p. 7) ④事故時の応急措置、復旧措置及び通報 (p. 20)	・実施の制限 (p. 24) ・計画変更命令等 (p. 24) ・改善命令等 (p. 7)
	ばいじん			
	有害物質 (ダイオキシン類を含む)			

※ 廃棄物焼却炉に関する詳細については、別のパンフレット「廃棄物焼却炉の規制について」を御覧ください。

3 埼玉県大気汚染緊急時対策要綱

対象物質	対象事業者	事業者の義務等	規制措置等
ばい煙	オキシダント 大量ばい煙発生事業者 オキシダント ばい煙発生事業者 (p. 21)	①各種届出 (p. 22) ②ばい煙排出削減措置 (p. 21) ③重大緊急報発令に伴う措置内容の報告 (p. 21)	・緊急時のばい煙排出削減措置命令等 (p. 21)

4 工場及び事業場から排出される窒素酸化物の排出量の低減に関する指針

対象物質	対象施設の種類	設置者の義務等	規制措置等
窒素酸化物	指導対象ばい煙発生施設 〔最大排ガス量 5,000 m ³ /時以上のばい煙発生施設〕 (ただし、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関については、すべてのばい煙発生施設) (p. 11)	①排出指導基準の遵守 (p. 11) ②自動計測器の設置 〔最大排ガス量 40,000 m ³ /時以上の施設〕 (p. 11)	・改善勧告等

II ばい煙に係る規制

1 規制対象施設の種類の種類

表-1 ばい煙発生施設一覧(大気汚染防止法：施行令別表第1)

項番号	施設の種類の種類	施設の使用用途	規制対象規模
1	ボイラー ※ 〔熱風ボイラー、冷温水発生機を含み熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く〕		燃料の燃焼能力 50L/時以上
2	ガス発生炉及び加熱炉	水性ガス又は油ガス発生用 〔水素ガス、都市ガス製造用など〕	原料（石炭又はコークス）の処理能力 20 t/日以上 バーナー燃焼能力 50L/時以上
3	焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉	金属の精錬又は無機化学工業品の製造用（14を除く）	原料の処理能力 1 t/時以上
4	溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む） 転炉及び平炉	金属の精錬用（14を除く）	
5	金属溶解炉 〔反射炉、るつぼ炉、キューボラ電気誘導炉など〕	金属の精製又は鑄造用 〔こしき炉並びに14、24～26を除く〕	火格子面積 1 m ² 以上 羽口面断面積 0.5m ² 以上 バーナー燃焼能力 50L/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上
6	金属加熱炉 〔製鋼用圧延加熱炉、焼入れ、焼鈍焼きもどし炉など〕	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用	
7	石油加熱炉	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造用	
8	触媒再生塔	石油精製の流動接触分解装置	
8-2	燃焼炉	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置	バーナー燃焼能力 6 L/時以上
9	焼成炉及び溶融炉 〔石灰焼成炉、セメント焼成炉、珪瑯製品製造炉、ガラス溶融炉、瓦焼成炉など〕	窯業製品製造用	火格子面積 1 m ² 以上 バーナー燃焼能力 50L/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上
10	反応炉及び直火炉	無機化学工業品又は食料品製造用 〔カーボンブラック製造用燃焼装置を含み26を除く〕	
11	乾燥炉	(14、23を除く)	
12	電気炉 〔製鉄所で電弧などにより鉄を融解するもの〕	製鋁、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイド製造用	変圧器定格容量 1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉 〔一般廃棄物焼却炉、汚泥焼却炉、産業廃棄物焼却炉、ペット焼却炉、金属回収炉等〕		火格子面積 2 m ² 以上 焼却能力 200kg/時以上

※1の項のボイラーのうち、伝熱面積10m²未満のものを「小型ボイラー」と言います。(P10参考)

※熱風ボイラー：サウナ風呂の用に供する空気を加熱するための加熱器（通称：エア・ボイラー）、クローズドサイクルタイプのガスタービンの空気加熱器等

※冷温水発生機：ガスや油等の燃焼によって生じた熱により冷媒蒸気を蒸発循環させ、冷温水を発生させる装置

項番号	施設の種類	施設の使用用途	規制対象規模
14	焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	銅、鉛又は亜鉛の精錬用	原料の処理能力0.5 t/時以上 火格子面積 0.5m ² 以上 羽口面断面積 0.2m ² 以上 バーナー燃焼能力 20L/時以上
15	乾燥施設	カドミウム系顔料製造用	容量 0.1m ³ 以上
16	塩素急速冷却施設	塩素化エチレン製造用	原料塩素処理能力 50kg/時以上
17	溶解槽	塩化第二鉄製造用	塩化水素にあつては塩素換算量
18	反応炉	活性炭の製造用（塩化亜鉛を使用するものに限る）	バーナー燃焼能力 3 L/時以上
19	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設	化学製品製造用（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る、前3項に掲げるもの及び密閉式のを除く）	原料塩素処理能力 50kg/時以上 塩化水素にあつては塩素換算量
20	電解炉	アルミニウム製錬用	電流容量 30kA以上
21	反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料製造用 原料として燐鉱石を使用するものに限る。	原料の燐鉱石の処理能力 80kg/時以上 バーナー燃焼能力 50L/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上
22	凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	ふっ酸製造用 （密閉式のを除く）	伝熱面積 10m ² 以上 ポンプの動力 1 kW以上
23	反応施設、乾燥炉及び焼成炉	トリポリ燐酸ナトリウム製造用 原料として燐鉱石を使用するものに限る	原料燐鉱石処理能力 80kg/時以上 火格子面積 1 m ² 以上 バーナー燃焼能力 50L/時以上
24	鉛・溶解炉	鉛の第二次精錬用（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造用	バーナー燃焼能力 10L/時以上 変圧器定格容量 40kVA以上
25	鉛・溶解炉	鉛蓄電池製造用	バーナー燃焼能力 4 L/時以上 変圧器定格容量20kVA以上
26	鉛・溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	鉛系顔料製造用	容量 0.1m ³ 以上 バーナー燃焼能力 4 L/時以上 変圧器定格容量20kVA以上
27	吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸製造用	硝酸を合成・漂白・濃縮する能力 100kg/時以上
28	コークス炉		原料の処理能力 20 t/日以上

項番号	施設の種類	施設の使用用途	規制対象規模
29	ガスタービン		燃焼能力 50L/時以上
30	ディーゼル機関		
31	ガス機関		燃焼能力 35L/時以上
32	ガソリン機関		

【注】1 規制対象規模のうち、いずれか1つ該当すれば対象となります。

【注】2 バーナー燃焼能力及び燃焼能力とは重油換算量で、重油1Lが液体燃料では1L、ガス燃料では1.6m³、固体燃料では1.6kgに相当します。

ただし、ガス機関及びガソリン機関の燃焼能力の重油換算量は、次式により算出します。

(1) 気体燃料の場合

$$\text{重油換算量 (L/時)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{/時)}$$

◆気体燃料の換算係数 (参考値)

$$\text{換算係数} = \frac{\text{気体燃料の総発熱量 (kcal/m}^3\text{)}}{\text{重油の発熱量 (9,600kcal/L)}}$$

気体燃料の種類	総発熱量	換算係数
	kcal/m ³	
都市ガス [13A]	11,000	1.15
都市ガス [6B]	5,000	0.52
プロパンガス	24,370	2.54
ブタンガス	32,110	3.33

(2) 液体燃料の場合

$$\text{重油換算量 (L/時)} = \text{液体燃料の燃焼能力 (L/時)} < \text{重油 1L} = \text{液体燃料 1L} >$$

(3) 水蒸気改質方式の改質方式の改質器 (0℃、1気圧における水素製造能力が1,000m³/時未満の施設 (気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)) (ガス発生炉) 及び、ガス発生炉のうち燃料電池用改質器についての重油換算の場合

$$\text{重油換算量 (L/時)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{/時)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の総発熱量 (kJ/m}^3\text{)} / \text{重油の発熱量 (40,000kJ/L)}$$

【注】3 複数の施設が1台の変圧器を共用している場合は、各施設の電力容量をもって変圧器の定格容量とします。

○ばい煙発生施設の解釈について

(1) ボイラーには次のものも含まれます。

- ・圧力型、非圧力型にかかわらず、蒸気、熱湯、熱風等を発生させるボイラー
- ・公衆浴場の湯沸釜
- ・冷温水発生機及び熱媒体ボイラー
- ・木くずを燃料とするボイラー

専ら、気体状の物質のみを焼却する施設は、13廃棄物焼却炉に該当しません。

〔例外: シアノ化合物等の誘導体製造・使用工程から排出される廃棄物にあっては、ガス状のものも含まれます。〕

- (2) 17塩化第二鉄製造用の溶解槽とは、塩化第二鉄を製造する場合の鉄くずを塩酸に溶解し塩化第一鉄を中間体とし生成せしめる工程において使用される溶解槽をいいます。
- (3) 21磷酸質肥料又は複合肥料製造用の反応施設等とは、肥料取締法に基づく磷酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設等をいいます。
- (4) 24鉛の第二次精錬用の溶解炉とは、鉱石から直接精錬する溶解炉以外のものをいい、例えば鉛の再生、鉛合金の製造、鉛ダイキャスト等の用に供する溶解炉をいいます。

表－２ 指定ばい煙発生施設一覧表（さいたま市生活環境の保全に関する条例：別表）

項番号	施設の種類	施設の使用用途	規制対象規模
1	焙焼炉及び焼結炉	金属の精錬又は無機化学工業品の製造用	原料の処理能力 1 t /時未満
2	溶解炉	金属の精製又は鋳造用 (こしき炉及び4～6項を除く)	火格子面積 0.6m ² 以上1m ² 未満 または、 羽口面断面積 0.3m ² 以上0.5m ² 未満 または、 バーナー燃焼能力 20L/時以上50L/時未満 または、 変圧器定格容量 100kVA以上200kVA未満
3	焼成炉	釉薬瓦製造用	火格子面積 0.6m ² 以上 または、 バーナー燃焼能力 20L/時以上 または、 変圧器定格容量 100KVA以上
4	溶解炉	銅、鉛又は亜鉛の精錬用	原料の処理能力 0.5 t /時未満 または、 火格子面積 0.5m ² 未満 または、 羽口面断面積 0.2m ² 未満 または、 バーナー燃焼能力 20L/時未満
5	溶解炉	鉛の第二次精錬用（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造用	バーナー燃焼能力 10L/時未満 または、 変圧器定格容量 40KVA未満
6	溶解炉	アルミニウム二次精錬用	バーナー燃焼能力 20L/時以上
7	廃棄物焼却炉		焼却能力 200kg/時未満 かつ、 火格子面積 2m ² 未満
		金属の回収を目的として金属に付着している油、樹脂等を焼却する施設 ①埼玉県公害防止条例（旧条例）の指定ばい煙発生施設であった「再生炉」及び「燃焼炉」に該当していた下記の施設・被覆電線・空きかんの再生炉 ・金属表面付着油、塗料又は樹脂の処理の用に供する燃焼炉 ②上記以外の金属の回収を目的として金属に付着している油、樹脂等を焼却する施設（大気汚染防止法の規制対象となっている廃棄物焼却炉を含みます。）	全て

備考 2, 4, 5の項の施設は、大気汚染防止法のばい煙発生施設を除く。

【注】1 バーナー燃焼能力及び燃焼能力とは重油換算量で、重油1Lが液体燃料では1L、ガス燃料では1.6m³、固体燃料では1.6kgに相当します。

【注】2 複数の施設が1台の変圧器を共用している場合は、各施設の電力容量をもって変圧器の定格容量とします。

【注】3 ペット火葬炉※は、7項の廃棄物焼却炉に含まれます。また、ペット火葬炉の設置等の届出の際は、さいたま市ペット火葬炉の設置等に関する指導要綱（平成22年2月1日施行）に基づき市長との事前協議等が必要になります。

※ ペット火葬炉：犬、猫その他の愛玩用に飼育されていた動物の死体（「廃棄物」に該当するものを除く。）を火葬するための焼却炉をいいます。詳しくは、市ホームページ「さいたま市ペット火葬炉の設置等に関する指導要綱」（<https://www.city.saitama.jp/001/009/008/p009819.html>）をご覧ください。

2 規制基準等

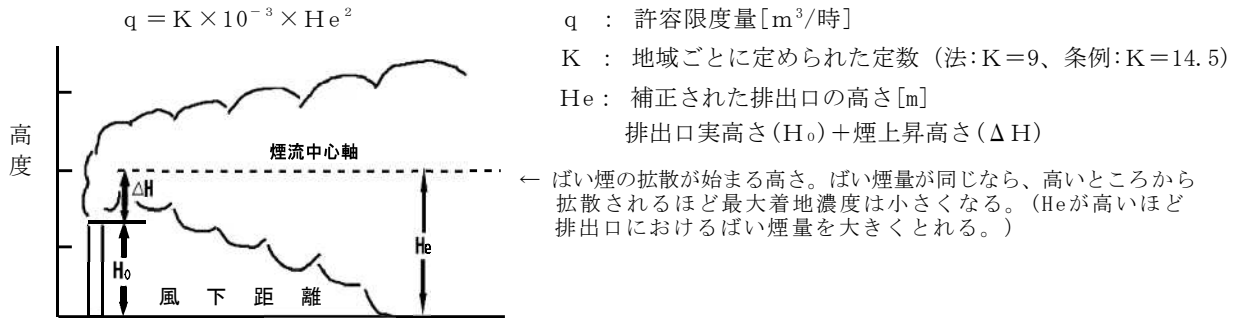
(1) 硫黄酸化物の基準

ア K 値規制（大気汚染防止法：施行規則第 3 条、別表第 1、施行令別表第 3）

（さいたま市生活環境の保全に関する条例：施行規則第22条、別表第 2 第 1 号）

地域の汚染の実情に応じて地域ごとに定められた定数Kを用いて、個々のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の許容限度を算出し排出基準として規制します。

K 値とばい煙発生施設の補正された排出口の高さ（He）により、許容限量（q）を算出して 排出基準としています。



事業者は設置するばい煙発生施設からの硫黄酸化物の実排出量（q'）が、許容限量（q）以下となるよう原燃料中の硫黄分の低減などの措置を講じなければなりません。

実排出量（q'）の計算例

$$q' = L \times D \times \frac{S}{100} \times 0.7$$

q' : 実排出量 [m³/時]

L : 燃料使用量 [L/時]

D : 比重

S : 燃料中の硫黄分 [%]

0.7 : 硫黄が1kg燃焼した場合の亜硫酸ガス(SO₂)の発生量(0.7m³)

(注) ppm (parts per million)

濃度を表す単位記号で1ppmは100万分の1を意味します。大気関係では、1cm³の大気汚染物質が1m³の大気中に存在するときの濃度を1ppmといいます。

汚染が進んでいる地域ほど最大着地濃度と関係するKの値が小さく設定されています。

最大着地濃度（C_{max}）とK値の関係 $C_{max} \text{ (ppm)} = 0.0017K$

* 排出基準の適用が当分の間猶予される施設

- ・昭和60年9月9日以前に設置された小型ボイラー
- ・昭和63年1月31日以前に設置されたガスタービン及びディーゼル機関であって、排出ガス量が1万m³/時未満の施設。

* 排出基準、総量規制基準及び燃料使用基準の適用が当分の間猶予される施設

- ・ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関のうち、もっぱら**非常時**において用いられる施設。
(非常用施設)

◎ 改善命令等

市長は、排出基準、構造基準及び維持管理基準を遵守していない施設に対し、当該施設の改善又は使用の一時停止を命じることができます。命令に違反した者は、罰則の対象となります。

(2) ばいじんの排出基準（大気汚染防止法：施行規則第4条、別表第2）

表-3. 1

項 番 号	ばい煙発生施設の種類		規 模 〔最大排ガス量 (万m ³ /時)〕	標準酸素 濃度(注1) (O _n %)	一般排出基準 (g/m ³)	備 考		
						一 般 排 出 基 準 (g/m ³)	O _n の扱い	
1	ボイラー 〔小型ボイ ラーの規 制につい ては 表-3.2〕	ガス専焼ボイラー 〔都市ガス、LP G等のガスのみ を燃焼させるボ イラー〕	4 以上	5	0.05			
			4 未 満					0.10
		液体専焼及び液体・ ガス混焼ボイラー 〔液体： 重油、灯油 軽油等〕	20 以上	4	0.05	0.15	既設は当分の間 0.07 既設は当分の間 0.18	
			4 ~ 20					
			1 ~ 4					
		黒液燃焼ボイラー 〔黒液：紙パルプ の製造時に 発生する廃液〕	1 未 満	O _s	0.30	0.15	既設は当分の間 0.20 既設は当分の間 0.35	当分の間 O _s
			20 以上					
			4 ~ 20					
		固体燃焼ボイラー (石炭を除く)	4 以上	6	0.30	0.30	既設は当分の間 0.40	当分の間 O _s
			4 未 満					
その他ボイラー	(略)							
2	ガス発生炉	—	7	0.05				
	加熱炉	—		0.10				
3	焙焼炉	4 以上	O _s	0.10				
		4 未 満		0.15				
	焼結炉、煨焼炉			(略)				
4	溶鋳炉、転炉、平炉			(略)				
5	金属溶解炉	4 以上	O _s	0.10	アルミニウムの地金若しくは合金の 製造又はアルミニウムの再生の用に 供する反射炉のうち既設については、 当分の間 0.30			
		4 未 満		0.20				
6	金属加熱炉	4 以上	11	0.10	既設は当分の間 0.15 既設は当分の間 0.25	当分の間 O _s		
		4 未 満		0.20				
7	石油加熱炉	4 以上	6	0.10	潤滑油の製造の用に供する1万m ³ /時 未満の既設のものは当分の間 0.18			
		4 未 満		0.15				
8	触媒再生塔			(略)				
8-2	燃焼炉			(略)				
9	石灰 焼成炉	土 中 釜	15	0.40				
		前項以外		0.30				
	セメント焼成炉	—	10	0.10				
	耐火レンガ等の製造用焼成炉			(略)				
	その他焼成炉	4 以上	15	0.15		当分の間 O _s		
4 未 満	0.25							

項 番 号	ばい煙発生施設の種類		規 模 〔最大排ガス量〕 (万m ³ /時)	標準酸素 濃度 (On%)	一般排出基準 (g/m ³)	備 考	
						一般排出基準 (g/m ³)	Onの扱い
	ガラス 溶融炉	光学ガラス、電気 ガラス、又はフリ ットの製造用	4 以 上	16	0.10	既設は当分の間 0.30	
			4 未 満		0.15		
		板ガラス等製造用			(略)		
	その他熔融炉		4 以 上	15	0.10		
			4 未 満		0.20		
10	反応炉、直火炉		4 以 上	6	0.15	活性炭の製造の用に供 する1万m ³ /時未満の既 設の反応炉は当分の間 0.30	当分の間 Os
			4 未 満		0.20		
11	乾燥炉	骨材乾燥炉	—	16	0.50	2万m ³ /時未満の既設の ものは当分の間0.60	ただし直接 熱風乾燥炉は Os
		前項以外	4 以 上		0.15	1~4万m ³ /時の既設のも のは当分の間0.30 1万m ³ /時の既設のもの は0.35	
			4 未 満		0.20		
12	電気炉	合金鉄及びカーバ イド製造用			(略)		
		前項以外	—	Os	0.10		
13	廃棄物 焼却炉	新設 H10.7.2以降 に設置	焼却能力 4000kg/時以上	12	0.04		
			2000~ 4000kg/時		0.08		
			2000kg/時未満		0.15		
		既設 H10.7.1以前 に設置	焼却能力 4000kg/時以上		0.08		
			2000~ 4000kg/時		0.15		
			2000kg/時未満		0.25		
14	溶解炉 (銅精錬用精製 炉を除く)	銅、鉛又は 亜鉛の精錬用	4 以 上	Os	0.10	1万m ³ /時の既設のものは 当分の間0.30	
			4 未 満		0.20		
	その他 焙焼炉 焼結炉等				(略)		
18	反応炉				(略)		
20	電解炉				(略)		
21	焼成炉	燐、燐酸、燐酸 質肥料又は複合 肥料製造用	—	15	0.15		
			—	Os	0.20		
23	乾燥炉	トリポリ燐酸ナトリ ウム製造用			(略)		
					(略)		

項 番 号	ばい煙発生施設の種類		規 模 〔最大排ガス量 (万m ³ /時)〕	標準酸素 濃度 (On%)	一般排出基 準 (g/m ³)	備 考	
						一般排出基準 (g/m ³)	Onの扱い
24	鉛溶解炉	鉛第二次精錬用等	4 以上	Os	0.10		
			4 未 満		0.20		
25	鉛溶解炉	鉛蓄電池製造用	4 以上	Os	0.10		
			4 未 満		0.15		
26	鉛溶解炉等	鉛系顔料製造用			(略)	-	
28	コークス炉				(略)		
29	ガスタービン		-	16	0.05	昭和63年1月31日までに設置された施設及び非常用施設は当分の間適用を猶予する。	
30	ディーゼル機関		-	13	0.10		
31	ガス機関		-	0	0.05	非常用施設は当分の間適用を猶予する。	
32	ガソリン機関		-	0	0.05		

【注1】 標準酸素濃度補正

ばい煙発生施設からの排出ガスを希釈して基準適合を図ることを防止するため用いられる補正の方法で、施設の種類ごとに排出ガス中の標準酸素濃度を定め、次の式により実測値を補正して排出基準と照合します。（熱源として電気を使用する施設は、標準酸素濃度補正は行いません。）

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

〔 C : 補正值 On : 施設の種類ごとに定められた標準酸素濃度(%)
Cs : 実測値 Os : 測定された排出ガス中の酸素濃度(%) 〕

【注2】 既設とは昭和57年6月1日以前に設置された施設をいいます。

【注3】 標準酸素濃度がOsとは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味します。

表-3.2 小型ボイラーのばいじん排出基準(伝熱面積10m²未満でバーナー燃焼能力(重油換算)50L/時以上)

施設設置年月日	使用燃料の種類	一般排出基準
昭和60年9月9日以前	—	当分の間適用を猶予する
昭和60年9月10日以後	ガス、灯油、軽油又はA重油	当分の間適用を猶予する
	その他の燃料	0.3g/m ³ (ただし、平成2年9月9日までに設置されたものは0.5g/m ³)

表-3.3 小規模ディーゼル機関^(注)のばいじんに係る基準(低公害燃焼機器の普及の促進に関する指針)

対象施設	基 準	標準酸素濃度
小規模ディーゼル機 関	0.1 g/m ³	13

【注】小規模ディーゼル機関 : 一つの事業所に燃焼能力(重油換算)50L/時未満のディーゼル機関が2施設以上設置され、それらの燃焼能力の合計が50L/時以上のディーゼル機関。

(3) 窒素酸化物の排出基準（大気汚染防止法）と指導基準（工場及び事業場から排出される窒素酸化物の排出量の低減に関する指針）

※排出基準は、熱源として電気を使用するばい煙発生施設には適用されません

※指導基準は、以下の施設に限り、適用されます（熱源として電気を使用するもの、予備施設及び非常用施設は除きます）

①ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関	全ての施設（排ガス量を問わない）
②上記以外のばい煙発生施設	最大排ガス量5,000m ³ /時以上の施設

※最大排ガス量が、40,000m³/時以上の施設については、自動計測器を設置してください。

表-4. 1 窒素酸化物の排出基準及び指導基準（法施行規則第5条第2号、別表第3の2）

項 番 号	ばい煙発生施設の 種 類	規 模 〔最大〕 排ガス量 〔万m ³ /時〕	標準 酸素 濃度 O _n (%)	施 設 設 置 年 月 日									
				上段：指導基準（ppm） 下段：排出基準（ppm）									
				S48.8.9 以前 に設置	48.8.10 ～ 50.12.9	50.12.10 ～ 52.6.17	52.6.18 ～ 52.9.9	52.9.10 ～ 58.9.9	58.9.10 ～ 60.9.9	60.9.10 ～ 62.3.31	62.4.1 ～ H2.9.9	H2.9.10 以降 に設置	
1	ガス専焼 ボイラー	50以上	5	—		—		—					
				130	100	60							
		10～50		—		—							
				130	100								
		4～10		—				—					
		130	100										
	1～4	—		—									
		150	130										
	1未満	—											
		150											
	排煙脱硫 装置付 液体燃焼 ボイラー (注1) 〔液・ガス 混焼も含む〕	50以上	4	160	160	140	120						
				210	180	150	130						
		4～50		170	160	140							
				210	180	150							
	1～4	210		140									
		250		150									
	1未満	230					160						
		280					180						
	液体燃焼 ボイラー (注2) 〔液・ガス 混焼も含む〕	50以上	4	160	140	120							
				180	150	130							
		4～50		170	160	140							
				190	180	150							
	1～4	210		140									
		230		150									
1未満	230					160							
	250					180							
固体燃焼 ボイラー 〔石炭を 除く〕	70以上	6	—	—						—			
			400	300						200			
	50～70		—	—						—			
			420	300						250			
	20～50		—	—	—						—		
			420	350	300						250		
	4～20		—	—	—						—		
	450	350	300						250				
0.5～4	—	—	—						—				
	450	380	350										
0.5未満	—				—			—					
	480				380			350					
その他	(略)												

項 番 号	ばい煙発生施設の 種 類		規 模 〔最大 排ガス量 (万m ³ /時)〕	標準 酸素 濃度 O ₂ (%)	施 設 設 置 年 月 日							
					上段：指導基準 (ppm)				下段：排出基準 (ppm)			
					S48.8.9 以前 に設置	48.8.10 ～ 50.12.9	50.12.10 ～ 52.6.17	52.6.18 ～ 54.8.9	54.8.10 ～ 58.9.9	58.9.10 ～ 60.9.9	60.9.10 ～ H2.9.9	H2.9.10 以降 に設置
1	固体燃焼小型ボイラー (伝熱面積10m ² 未満)		—	6	当分の間適用猶予						— 350	
	液体燃焼小型ボイラー 〔灯油、軽油、A重油以外 伝熱面積10m ² 未満〕		—	4	当分の間適用猶予						— 300	— 260
	その他小型ボイラー		—		当分の間適用猶予							
2	水素ガス発生用 ガス発生炉				(略)							
	その他ガス発生炉 及び加熱炉		—	7	140 170			120 150				
3	焙焼炉		—	14	— 250			— 220				
	焼結炉、煨焼炉				(略)							
4	溶鉱炉				(略)							
5	金 属 溶解炉	キュボラ を除く	—	12	160 200			140 180				
					(略)							
6	金 属 加熱炉	ラジアント チューブ型	10以上	11	140 200		90 100					
			1～10		150 200		140 150		120 150			
			0.5～1		150 200		140 150					
			0.5未満		— 200		— 180					
		鍛 接 鋼管用	(略)									
		前 2 項を 除く	10以上		140 160		90 100					
			1～10		150 170		140 150		120 130			
			0.5～1		150 170		140 150					
0.5未満	— 200		— 180									
7	排脱付石油加熱炉 エチレン分解炉 メタノール改質炉 エチレン独立加熱炉			6	(略)							
	その他石油加熱炉	4以上	— 170		— 100							
		1～4	— 180		— 170	— 150	— 130					
		0.5～1	— 180		— 150							
		0.5未満	— 200		— 180							
8	触媒再生塔				(略)							

項 番 号	ばい煙発生施設の 種 類	規 模 〔最大 排ガス量 (万m ³ /時)〕	標準 酸素 濃度 On (%)	施 設 設 置 年 月 日						
				S48.8.9 以前 に設置	48.8.10 ～ 50.12.9	50.12.10 ～ 52.6.17	52.6.18 ～ 54.8.9	54.8.10 ～ 58.9.9	58.9.10 ～ 59.9.30	59.10.1 以降 に設置
8 1 2	燃焼炉			(略)						
9	石灰焼成炉 〔ガス燃焼ロータリー キルン〕			(略)						
	セメント 焼成炉	湿 式	10以上	10	250 —	230 250			200 250	
			10未満		350 —		320 350		280 350	
		乾 式	10以上		340 480	230 250				
			10未満		340 480		250 350			
	耐火レンガ、耐火物 原料製造用焼成炉			(略)						
ガラス 溶融炉 (注意4)	板ガラス、 ガラス繊維 製造用			(略)						
	光学ガラス 電気ガラス フリット製 造用	—	16 (注4)	630 900			560 800			
	前項及び 前々項 以外	—	15 (注4)	350 500			320 450			
その他の焼成炉、 溶融炉		—	15	160 200			140 180			
10	硫酸カリウム、 硫酸製造用反応炉			(略)						
	その他反応炉 及び直火炉	—	6	180 200			160 180			
11	乾燥炉	—	16	200 250			180 230			
13	廃 棄 物 焼 却 炉	連 続 炉	4以上	12	210 300		180 250			
			4未満		210 300		180 250			
		前項以外	4以上		250 —	180 250				
			4未満		250 —				180 —	
14	溶解炉	銅精錬用 精製炉		(略)						
		前項以外	—	12	160 200			140 180		
	焙焼炉、焼結炉 溶鉱炉、乾燥炉			(略)						

項 番 号	ばい煙発生施設の 種 類		規 模 (最大 排ガス量 (万m ³ /時))	標準 酸素 濃度 On (%)	施 設 設 置 年 月 日									
					上段：指導基準 (ppm) 下段：排出基準 (ppm)									
					S52.6.17 以前 に設置	52.6.18 ～ 54.8.9	54.8.10 ～ 63.1.31	63.2.1 ～ H元.7.31	H元.8.1 ～ 3.1.31	3.2.1 ～ 6.1.31	6.2.1 ～ 8.3.31	8.4.1 ～ 16.8.31	16.9.1 以降 に設置	
18	活性炭製造用反応炉				(略)									
21	焼成炉	磷、磷酸、 磷酸質肥料 又は複合 肥料製造用	—	15	—	—				—		—		
	200				180				180		—			
	溶解炉				—	—				—		—		
	650	600				600		—		—		—		
23	トリポリ磷酸 ナトリウム製造用 焼成炉、乾燥炉				(略)									
24	鉛溶解炉	鉛第二次 精錬用等	—	12	160 200	140 180				140 180		—		
25	鉛溶解炉	鉛蓄電池 製造用	—	12	— 200	— 180				— 180		—		
26	溶解炉 反射炉 反応路	鉛系顔料等 の製造用			(略)									
27	硝酸製造施設				(略)									
28	コークス炉				(略)									
29	ガ ス ター ビン (注3)	ガ ス 専 焼	4.5以上	16	—	—				70		10 70		
			4.0～4.5		—	—		90	—		70	10 70		
			4.0未満		—	—		90	—		70	20 70		
		液 体 燃 焼	4.5以上		—	—		100		—		70	10 70	
			4.0～4.5		—	—		120	100	—		70	10 70	
			4.0未満		—	—		120	100	—		70	20 70	
30	ディーゼル 機関(注3)	シリンダ内径 400mm以上	0.5以上	13	—	—		—	—		100 1200	100 1200		
			0.5未満		—	—		1600	1400	1200		— 1200	100 1200	
		シリンダ内径 400mm未満	0.5以上		—	—				950		100 950	100 950	
			0.5未満		—	—				950		— 950	100 950	
31	ガス機関(注3)	0.5以上	0	—				—	—	200 600	200 600			
		0.5未満		2000				1000	600	— 600	200 600			
32	ガソリン機関(注3)	0.5以上	0	—				—	—	200 600	200 600			
		0.5未満		2000				1000	600	— 600	200 600			

【注1】 排煙脱硫装置付 昭和52年6月18日以前に排煙脱硫装置を付けたもの。
(排出ガス量が1万m³/時未満のものについては、昭和52年9月10日以前)

【注2】 液体燃焼ボイラー 液体燃焼ボイラーのうち昭和52年9月9日までに設置された排出ガス量が5,000m³/時未満の過負荷燃焼型のは適用が除外されます。

【注3】 非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されません。

【注4】窒素酸化物の基準に係る標準酸素濃度補正

9項ガラス溶融炉のうち専ら酸素を用いて燃焼を行うものにあつては下記補正式を用いて補正を行います。
(それ以外の施設については、ばいじんの補正方法と同様です。)

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s \times \frac{1}{4}$$

〔 C : 補正值 O_n : 施設の種類ごとに定められた標準酸素濃度(%)
Cs : 実測値 O_s : 測定された排出ガス中の酸素濃度(%) 〕

表-4.2 低公害燃焼機器（小規模ボイラー^(注1)・小規模吸収冷温水機^(注2)・小規模ディーゼル機関^(注3)）の窒素酸化物に係る基準（低公害燃焼機器の普及の促進に関する指針）

対象施設	燃料の種類ごとの基準		標準酸素濃度
	気体燃料	液体燃料	
小規模ボイラー	50ppm	80ppm (100ppm)	0
小規模吸収冷温水機	60ppm	80ppm (100ppm)	
小規模ディーゼル機関	—	100ppm	13

※ () 内の基準は、灯油以外の液体燃料を使用した場合の基準です。
小規模ディーゼル機関で、平成16年8月31日以前に設置した施設の基準は、液体燃料 950ppmです。

【注1】小規模ボイラー：伝熱面積10m²未満かつ燃焼能力(重油換算) 50 L/時未満のボイラー

【注2】小規模吸収冷温水機：伝熱面積10m²未満かつ燃焼能力(重油換算) 50 L/時未満の吸収冷温水機

【注3】小規模ディーゼル機関：一つの事業所に燃焼能力(重油換算) 50 L/時未満のディーゼル機関が2施設以上設置され、それらの燃焼能力の合計が50 L/時以上のディーゼル機関

(4)有害物質の排出基準と上乗せ基準（大気汚染防止法：施行規則第5条、別表第3）

表-5

項 番 号	ばい煙発生施設の種類		有害物質の排出基準（窒素酸化物を除く）					備 考
			カドミウム 及び その化合物 (mg/m ³)	塩 素 (mg/m ³)	塩化水素 (mg/m ³)	ふっ素、ふっ化水素 及び ふっ化珪素 (mg/m ³)	鉛 及び その化合物 (mg/m ³)	
9	ガラス 溶融炉	原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの	1.0					
		原料としてほたる石又は珪ふっ化ナトリウムを使用するもの				<u>上乗せ2.5</u> 10		
		原料として酸化鉛を使用するもの					20	
13	廃棄物 焼却炉	焼却能力 200kg/時以上 500kg/時未満			(注1) <u>上乗せ500</u> 700			
		同上 500kg/時以上			(注1) <u>上乗せ200</u> 700			
19	塩素反応施設 塩化水素 反応施設 塩化水素 吸収施設	化学製品製造用 { 塩素ガス又は 塩化水素ガス を使用するもの }		30	<u>上乗せ 40</u> 80			
21	反応施設 濃縮施設 焼成炉 溶解炉	反応施設 { 過磷酸石灰又は 重過磷酸石灰の 製造用を除く 濃縮施設及び溶解炉 { 磷酸質肥料製造用 を除く }				<u>上乗せ2.5</u> 10		
		反応施設(前項を除く) 溶解炉のうち電気炉 (前項を除く)				<u>上乗せ2.5</u> 15		
		焼成炉及び溶解炉の うち平炉 (磷酸質肥料製造用)				<u>上乗せ2.5</u> 20		
24	鉛溶解炉	鉛第二次精練用等					10	
25	鉛溶解炉	鉛蓄電池製造用					10	

【注1】標準酸素濃度（O_n=12%）による補正值。

【注2】項番号14, 15, 16, 17, 18, 20, 22, 23, 26の施設は省略。

(5)水銀排出施設（大気汚染防止法）

表-6 水銀排出施設の種類と排出基準

項	水銀排出施設の種類 ^(注1)	規模要件（次のいずれかに該当するもの）	排出基準（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	
			既存 ^(注2)	新規 ^(注3)
1	(1)石炭専焼ボイラー (2)燃焼能力 ^(注4) が 10万L/時以上の石炭混焼 ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> ・伝熱面積10m^2以上 ・燃焼能力^(注4)が$50\text{L}/\text{時}$以上 	10	8
	燃焼能力 ^(注4) が 10万L/時未満の石炭混焼 ボイラー		15	10
3	銅又は金の一次精錬施設 （専ら粗銅・粗銀・粗金を原料とする溶解炉を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ①銅・鉛・亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉・焼結炉・溶鋳炉・転炉・溶解炉・乾燥炉 <ul style="list-style-type: none"> ・原料処理能力$0.5\text{t}/\text{時}$以上 ・火格子面積0.5m^2以上 ・羽口面断面積0.2m^2以上 ・燃焼能力^(注4)$20\text{L}/\text{時}$以上 ②鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 <ul style="list-style-type: none"> ・燃焼能力^(注4)$10\text{L}/\text{時}$以上 ・変圧器定格容量40kVA以上 ③金属精錬の用に供する焙焼炉・焼結炉・煨焼路・溶鋳炉・転炉・平炉 <ul style="list-style-type: none"> （①及び②に掲げるもの並びにこしき炉を除く。） ・原料処理能力$1\text{t}/\text{時}$以上 ④金属の精製の用に供する溶解炉 <ul style="list-style-type: none"> （①及び②に掲げるもの並びにこしき炉を除く。） ・火格子面積1m^2以上 ・羽口面断面積0.5m^2以上 ・燃焼能力^(注4)$50\text{L}/\text{時}$以上 ・変圧器定格容量200kVA以上 ⑤製鋼用電気炉の集じん機で捕集されたばいじんからの亜鉛回収の用に供する焙焼炉・焼結炉・溶鋳炉・溶解炉・乾燥炉 <ul style="list-style-type: none"> ・原料処理能力$0.5\text{t}/\text{時}$以上 	30	15
4	鉛又は亜鉛の一次精錬施設 （専ら粗鉛・蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く）		50	30
5	銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設 （専ら粗銅・粗鉛・蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く）		400	100
6	金の二次精錬施設 （専ら粗銀・粗金を原料とする溶解炉を除く）	50	30	
7	セメントの製造の用に供する 焼成炉	<ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積1m^2以上 ・燃焼能力^(注4)$50\text{L}/\text{時}$以上 ・変圧器定格容量200kVA以上 	80 ($140^{\text{(注5)}}$)	50
8	廃棄物焼却炉 (9に該当するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積2m^2以上 ・焼却能力$200\text{kg}/\text{時}$以上 ※原油精製以外からの廃油の専焼炉で、自ら産業廃棄物の処分を行うものは対象外	50	30
9	水銀回収義務付け産業廃棄物 又は水銀含有再生資源からの 水銀回収施設	<ul style="list-style-type: none"> ・回収時に加熱工程を含む施設 (施設の規模による裾切りはありません) 	100	50

(注1) 番号1～7（6の⑤を除く。）は大気汚染防止法のばい煙発生施設に、番号6の⑤はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に、番号8と9は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に、それぞれ該当する施設

(注2) 施行日（平成30年4月1日）の時点で、現に設置されている施設（設置工事に着手しているものを含む。）に適用される基準

(注3) 施行日以降に設置又は施設規模が5割以上増加する構造変更（水銀排出量が増加する場合）をした施設に適用される基準

(注4) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの（液体燃料 10L 、気体燃料 16m^3 、固体燃料 16kg がそれぞれ重油 10L に相当するものと換算する。）

(注5) 原料とする石灰石の 1kg 当たりの水銀含有量が月平均 0.05mg 以上であるものについては、月平均 0.05mg 未満となるまで $140\mu\text{g}/\text{m}^3$

(6)ばいじん、有害物質の排出基準（さいたま市生活環境の保全に関する条例）

表－7.1 ばいじん等の排出基準（条例：施行規則第22条、別表第2）

項番号	指定ばい煙発生施設の種類の種類		ばいじん及び有害物質の排出基準				備考	
			ばいじん (g/m ³)	カドミウム 及び その化合物 (mg/m ³)	鉛及び その化合物 (mg/m ³)	塩化水素 (mg/m ³)		
1	焙焼炉及び 焼結炉	金属の精練又は無機化学 工業品製造用（ペレット焼 成炉を含む。）	0.4	—	—	—		
2	金属溶解炉	金属の精製又は鑄造用 （こしき炉及び4～6項の 溶解炉を除く）	0.4	—	—	—		
3	焼成炉	釉薬瓦製造用（注1）	0.6	—	—	—		
4	溶解炉	銅、鉛又は亜鉛の精練用	0.4	1.0	10	—		
5	鉛溶解炉	鉛第二次精練用等	0.4	—	10	—		
6	溶解炉	アルミニウム二次精練用	0.4	—	—	—		
7	廃棄物 焼却炉 (30kg/時以上 の施設に限る)	金属の回収を 目的として金 属に付着して いる油、樹脂 等を焼却する 施設を含む。	(新設) H11.4.1 以降に設置	0.15*	—	—	500*	大気汚染防止法対象施 設を除く。 * 標準酸素濃度 (O _n =12%) による補正值。
			(既設) H11.3.31 以前に設置	0.25*				

【注1】 瓦の表面に釉薬（うわぐすり）を施しガラス状の被膜を作成し美観と強度を与えたものです。

【注2】 廃棄物焼却炉についての詳細は、別のパンフレット「廃棄物焼却炉の規制について」をご参照下さい。

表－7.2 ダイオキシン類の排出基準（さいたま市生活環境の保全に関する条例

：施行規則第22条、別表第2、附則別表第1）

項	指定ばい煙発生施設の種類の種類と規模		ダイオキシン類 の排出基準	備考	
7	廃棄物 焼却炉* (100kg/時以上 の施設に限る)	金属回収炉 (金属の回収を目的として金属に 付着している油、樹脂等を焼却す る焼却能力200kg/時以上の施設)	(新設) 平成14年4月1日以降に設置	5	ダイオキシン類 対策特別措置法 対象施設を除く。
			(既設) 平成14年3月31日以前に設置	10	
		上記以外の施設	(新設) 平成11年4月1日以降に設置	5	
			(既設) 平成11年3月31日以前に設置	10	

* 火格子面積 1m²以上、または燃焼室容積 1.4m³以上の施設を含む。

3 ばい煙量・ばい煙濃度の測定・記録

ばい煙発生施設（指定ばい煙発生施設）の設置者は、当該施設に係るばい煙量・ばい煙濃度を測定し、その結果を記録し3年間保存しなければなりません。

<測定回数>（法第16条（法施行規則第15条）、 条例第58条（条例施行規則第41条））

項目	施設種類	対象規模	測定回数等
硫黄酸化物	ばい煙発生施設・指定ばい煙発生施設	硫黄酸化物排出量 10m ³ /時以上	2か月に1回
	上記のうち特定工場等に設置されたもの		常時
ばいじん	ばい煙発生施設・指定ばい煙発生施設	排出ガス量 4万m ³ /時以上	2か月に1回
		排出ガス量 4万m ³ /時未満	1年に2回 ^{注1}
	ガス専焼ボイラー・ガスタービン・ガス機関 燃料電池用改質器・水蒸気改質方式の改質器 ^{注4}	すべて	5年に1回
	大気汚染防止法対象 廃棄物焼却炉	焼却能力 4t/時以上	2か月に1回
焼却能力 4t/時未満		1年に2回	
有害物質	ばい煙発生施設・指定ばい煙発生施設	排出ガス量 4万m ³ /時以上	2か月に1回
		排出ガス量 4万m ³ /時未満	1年に2回 ^{注1}
窒素酸化物	ばい煙発生施設	排出ガス量 4万m ³ /時以上	2か月に1回 ^{注1注2}
		排出ガス量 4万m ³ /時未満	1年に2回 ^{注1}
	燃料電池用改質器・水蒸気改質方式の改質器 ^{注4}	すべて	5年に1回
全水銀	水銀排出施設 ^{注5}	排出ガス量 4万m ³ /時以上	4か月に1回
		排出ガス量 4万m ³ /時未満	6か月に1回
ダイオキシン類	条例対象 廃棄物焼却炉 (ダイオキシン類対策特別措置法対象施設を除く ^{注3})	焼却能力 100kg/時以上 火格子面積 1m ² 以上 火床面積 1m ² 以上 燃焼室容積 1.4 m ³ 以上	1年に1回

※排出基準を適用しない項目は、測定の必要はありません。

注1) 1年間のうち継続して休止する期間が6か月以上のばい煙発生施設（暖房用ボイラーの季節稼働施設など）については年1回以上となります。なお1年間すべて休止する施設については測定の必要はありません。

注2) 「さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく工場及び事業場から排出される窒素酸化物の排出量の低減に関する指針」の指針対象施設では、常時測定する必要があります。

注3) ダイオキシン類対策特別措置法の対象施設については、法に基づく測定、報告義務があります。

注4) 0℃、1気圧における水素製造能力が1,000m³/時未満の施設（気体状の燃料及び原材料のみを使用するものに限る）

注5) 専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉、専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉は年1回以上となります。

4 事故時の措置等（大気汚染防止法、さいたま市生活環境の保全に関する条例）

(1) 応急・復旧措置及び通報義務

（大気汚染防止法第17条）

ばい煙発生施設又は特定物質を発生する施設（特定施設）を設置する者は、事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出された場合には、その事故について直ちに応急措置を講じ、かつ、速やかに復旧し、その事故の状況を市環境対策課に通報しなければなりません。

（さいたま市生活環境の保全に関する条例第108条）

工場若しくは事業場の施設、設備等の故障、破損その他の事故の発生により、規則で定める物質が大気中に排出され、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧し、その事故の状況を市環境対策課に通報しなければなりません。

(2) 対象物質の種類

大気汚染防止法：ばい煙及び特定物質（表－8.1）

さいたま市生活環境の保全に関する条例：規則で定める物質（表－8.2）

表－8.1 特定物質の種類（法施行令第10条）

物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する下記の物質			
1 アンモニア	8 リン化水素	15 ベンゼン	22 クロルスルホン酸
2 ふっ化水素	9 塩化水素	16 ピリジン	23 黄リン
3 シアン化水素	10 二酸化窒素	17 フェノール	24 三塩化リン
4 一酸化炭素	11 アクロレイン	18 硫酸（三酸化硫黄を含む）	25 臭素
5 ホルムアルデヒド	12 二酸化硫黄	19 ふっ化珪素	26 ニッケルカルボニル
6 メタノール	13 塩素	20 ホスゲン	27 五塩化リン
7 硫化水素	14 二硫化炭素	21 三酸化アリン	28 メルカプタン

表－8.2 さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく事故時の措置に係る物質等（施行規則第81条）

大気汚染の原因となる下記の物質	
1 } 28 }	(略) 大気汚染防止法で定める特定物質（表-7-
29	カドミウム及びその化合物
30	ジクロロメタン
31	テトラクロロエチレン
32	トリクロロエチレン
33	鉛及びその化合物
34	ふっ素

(3) 措置命令

市長は、事故に係る工場等の周辺地域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認められた場合、事故の拡大又は再発防止のため必要な措置を命じることができます。命令に違反した者は、罰則の対象となります。

5 大気汚染緊急時の措置（埼玉県大気汚染緊急時対策要綱）

(1) 対象地域

地域の区分	対象地域の範囲
県南東部地区(6市1町)	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
県南中部地区(9市1町)	さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、伊奈町
県南西部地区(10市1町)	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町
県北東部地区(6市2町)	加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
県北中部地区(6市4町)	熊谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、桶川市、北本市、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町
県北西部地区(6町1村)	毛呂山町、越生町、小川町、鳩山町、ときがわ町、寄居町、東秩父村
本庄地区(2市3町)	本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町
秩父地区(1市4町)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

(2) 規制対象事業者

◎ばい煙排出削減措置命令

知事又は市長は、光化学スモッグ重大緊急報等が発令された場合、規制対象事業者に対して燃料使用量の削減措置をとるよう改善命令等を行うことができます。命令に違反した者は、罰則の対象となります。

◎措置内容の報告義務

光化学スモッグ重大緊急報が発令された場合、講じた措置の内容を、オキシダント大量ばい煙発生事業者は県内各環境管理事務所に、オキシダントばい煙発生事業者は市環境対策課に報告しなければなりません。

対象事業者及び緊急時の措置

対象事業者区分	対象事業規模	緊急時の区分	緊急時の措置
オキシダント大量 ばい煙発生事業者	ばい煙発生施設の バーナー燃焼能力 (重油換算)の 事業所単位の合計 1000L/時以上	光化学スモッグ 予報	燃焼管理の徹底、不要不急の燃焼の自粛等、 燃料使用量の削減 (要請)
		同 注意報	通常燃料使用量の20%程度の削減 (要請)
		同 警報	通常燃料使用量の40%程度の削減 (勧告)
		同 重大緊急報	通常燃料使用量の40%程度の削減 (命令) 環境管理事務所長への報告
オキシダント ばい煙発生事業者	ばい煙発生施設の バーナー燃焼能力 (重油換算)の 事業所単位の合計 500L/時以上 1000 L/時未満	光化学スモッグ 注意報	燃焼管理の徹底、不要不急の燃焼の自粛等、 燃料使用量の削減 (要請)
		同 警報	通常燃料使用量の20%程度の削減 (要請)
		同 重大緊急報	通常燃料使用量の20%程度の削減 (命令) 市町村長への報告

市内報告先：埼玉県中央環境管理事務所
さいたま市環境対策課

電話：048-822-5199
電話：048-829-1330 FAX：048-829-1991

※ただし、以下の措置をとることで燃料使用量の削減の代わりとすることができます。

みなし措置		燃料使用量の削減率[%]
窒素成分の少ない 燃料への転換	A重油専焼	20
	灯油・ガス専焼	30
窒素酸化物の 排出量の少ない 燃焼方法への転換	低NO _x バーナー 2段燃焼 水蒸気吹き込み その他の燃焼方法	20

注) みなし措置の併用は、それぞれのみなし措置の和となります。

6 届出等の種類

(1) 大気汚染防止法、さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく届出

§ ばい煙（指定ばい煙）発生施設

設置(使用)届 ばい煙（指定ばい煙）発生施設を設置しようとする場合、 事前に 届出が受理されていなければなりません。 (最大60日の実施の制限がかかります。) また、既設の施設が法の改正により新たにばい煙（指定ばい煙）発生施設となった場合、規制対象となった日から30日以内に届け出なければなりません。
変更届 設置又は使用の届出をした者が、ばい煙（指定ばい煙）発生施設の構造又は使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更しようとする場合、工事着手予定日の 事前に 届出が受理されていなければなりません。 (最大60日の実施の制限がかかります。)
氏名等(名称、住所、所在地)変更届 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更した場合、変更後30日以内に届け出なければなりません。
使用廃止届 施設の使用を廃止した場合、廃止後30日以内に届け出なければなりません。(休止の場合は不要)
承継届 設置又は使用届出をした者の地位を承継（施設の譲受、借受、相続、合併又は分割）した場合、承継後30日以内に届け出なければなりません。

備考 大気汚染防止法に係る氏名等変更届出書及び承継届出書については、以下の法律との共通様式で、それぞれ**2部ずつ**提出することとなります。

- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・水質汚濁防止法

各種届出

届出の種類	届出書の様式	添付書類
設置届	様式第1（様式第6号） ばい煙（指定ばい煙）発生施設 設置（使用・変更）届出書 ・別紙1 ばい煙発生施設の構造 ・別紙2 ばい煙発生施設の使用 の方法 ・別紙3 ばい煙の処理の方法	①ばい煙発生施設の構造概要図（主要寸法を記入） ②ばい煙処理施設の構造とその主要寸法を記入した概要図（ばい煙測定口の位置を明記し、構造仕様書、処理系統図等を添付） ③参考事項（事業所の概要、製造工程、工場配置図） ④ばい煙の発生に係る原材料及び燃料の分析表 ⑤ばい煙の発生に係る計算書
使用届		
変更届		上記添付書類のうち当該変更に関するもの
氏名等変更届 (名称,住所,所在地)	様式第4（様式第17号） 氏名等変更届出書	なし
使用廃止届	様式第5（様式第18号） ばい煙発生施設（指定施設） 使用（等）廃止届出書	
承継届	様式第6（様式第19号） （指定施設）承継届出書	

◎ 届出をしない者は、罰則の対象となります。

(2) 埼玉県大気汚染緊急時対策要綱に基づく届出

オキシダントに係る緊急時の措置実施計画（変更）届

ばい煙発生施設のバーナーの燃焼能力(重油換算L/時)の合計が、事業所単位で500L/時以上となるばい煙発生施設を設置している場合、届け出なければなりません。

届出の種類	届出書の様式
緊急時の措置実施計画 (変更・廃止)届出書	様式第1 オキシダントに係る緊急時の措置実施計画（変更・廃止）届出書 別紙 緊急時の措置実施計画

Ⅲ 届出等の処理の流れ

- ・届出書等は、市環境対策課に持参し提出してください。（ただし、「オキシダントに係る緊急時の措置実施計画（変更）届」は、市ではなく管轄の県環境管理事務所へ提出してください。）
- ・届出書等の提出部数は**2部**です。
- ・次の施設は大気汚染防止法の届出の規定は適用せず、それぞれの法律の相当規定の定めるところにより、それぞれの行政機関の長へ手続きを行ってください。

- (1) 電気事業法に規定する電気工作物
関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話： 048-600-0391（直通）
- (2) ガス事業法に規定するガス工作物
関東東北産業保安監督部 保安課 電話： 048-600-0416（直通）
- (3) 鉱山保安法に規定する施設
関東東北産業保安監督部 鉱害防止課 電話： 048-600-0446（直通）

Ⅳ 施設の設置・計画変更に対する措置

1 ばい煙（指定ばい煙）発生施設

◎計画変更命令等

市長が、ばい煙（指定ばい煙）発生施設の設置又は構造等の変更の届出があった場合において、排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、ばい煙（指定ばい煙）発生施設の構造、使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更、又はばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命じることがあります。

◎実施の制限

ばい煙（指定ばい煙）発生施設の設置又は構造等の変更の届出をした場合、届出を受理した日から60日を経過した後でなければ、届出に係る工事に着手することはできません。ただし、届出に係る事項の内容が相当であると認められるときは工事着手までの期間が短縮される場合があります。

◎命令や実施の制限に違反した者は、罰則の対象となります。

Ⅴ 届出書の作成

1 届出に係る留意事項

- (1) 届出者は、法人の場合は必ず法人の代表者であること。工場長等の代理人が届出者になる場合は、委任状を添付するなど、委任の関係を明確にしてください。
- (2) 同時に2種類以上の施設を設置する場合、届出書は施設の種類ごとに作成します。
(例：ボイラーと加熱炉)
- (3) 同時に1種類の施設を複数設置する場合には、規模が異なっても同一の届出書で差し支えありません。
- (4) 予備施設、休止施設等のほとんど使用しない施設であっても、届出は必要です。

2 届出書記入上の注意

(1) ばい煙発生施設設置（使用）届

- ①別紙1の着手予定年月日には、基礎工事に着手する日を記入します。また、届出が受理された日から60日を経過した後でなければ工事に着手することはできないので、60日以上余裕を見て年月日を設定（設置又は変更の場合）してください。
- ②別紙2及び3の「最大」の欄には、施設を定格能力で運転するときの数値を記入します。
- ③別紙2及び3の硫黄酸化物のばい煙量とばい煙濃度、排出速度については計算値でよいですが、硫黄酸化物以外のばい煙濃度、排出ガス温度については設計値又は実測値を記入します。
- ④別紙3で煙突が集合煙突の場合、ばい煙量、排出ガス量、排出速度は1施設のみ稼働した状態を想定して数値を記入します。
- ⑤煙突に笠が付いている場合は、別紙3の補正された排出口の高さには煙突の実高さを記入し、その脇に「（笠付）」と記入します。

(2) 使用廃止届及び承継届

「施設の種類」欄には、施設番号など対象施設が特定できるように記入します。

お問い合わせ先

さいたま市環境局環境共生部環境対策課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話 048(829)1330

FAX 048(829)1991